

氏 名	船 木 順 一
学位(専攻分野)	博士(歴史学)
学 位 記 番 号	博史乙 第 19 号
学位授与の日付	2015 年 3 月 7 日
学位授与の要件	学位規則(昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号) 第 4 条第 2 項該当
学 位 論 文 題 目	フランク王国における国王即位儀礼書の成り立ち
論文審査委員	主 査 教 授 渡 辺 節 夫 副 査 教 授 阪 本 浩 副 査 准教授 割 田 聖 史 副 査 早稲田大学教授 堀 越 宏 一

論文内容の要旨

船 木 順 一

本論で取り上げる国王即位儀礼書(以下、『儀礼書』と略記)は、特定の国王が即位する際に作成された、いわば式次第ではなく、一般的に使用されることを念頭において起草された祭式書(Ordo)を指している。

キリスト教会における儀礼書は『典礼書(Sacramentarium)』『祝別要式書(Benedictionale)』そして『司教用定式書(Pontificale)』の三つに大別される。最後の司教用定式書は大司教或いは司教が執り行う儀礼の手順を記す書であり、したがって『儀礼書』の残存する多くの写本は司教用定式書から発見されている。

これまで、碩学による『儀礼書』研究の蓄積がある。先鞭をつけたのが、G. ヴァイツとC. エルトマンである。彼らは、混沌とした写本群から、最初期の『儀礼書』を、つまり前者は「東フランク祭式書」の存在を、後者は自分の名が冠せられることになる「エルトマン祭式書」の重要性を提示した。C. A. ブーマンも写本群の調査を行い、その情報量の増加に貢献する。P. E. シュラムはヨーロッパ全域を考察

の視野に入れて、各国及び各地域の即位儀礼と『儀礼書』を整理した。以後、この広い見識が次なる研究の発展への土台となった。R. エルツェと G. ラノエはそれぞれ新たに『儀礼書』の写本を発見し、解説を添えて紹介する。そして、特にフランスに関する『儀礼書』研究にとって有意義な成果が R. A. ジャクソンにより提出された。彼は自著『フランキア国王即位儀礼書 (Ordines Coronationis Franciae)』において、8 世紀末から中世を通して、フランスに関係した『儀礼書』すべての写本群を通覧し、それらを種類別に、成立年代別に分類し、かつそれぞれの『儀礼書』の写本を系列及び系統別に整理し、また詳細な解説をつけて、提示した。この著書はフランス国王即位式に関する研究にとって、必須の書となっている。

こうした研究成果の積み重ねが『儀礼書』自体の種類、系統についての理解を深めてきた。これからはその蓄積を活用して、新たな問題を設定し、それを解明する段階に入っているように思われる。本論は東西フランク王国における最初期の国王即位儀礼書を考察対象し、それら『儀礼書』がほぼ同時期の凡そ 10 世紀初頭に、第一に、どのような式文の構成で、第二に、如何なる歴史的背景から起草されたのか、を解明すべき主要問題に設定した。

第1部 西フランク王国の『儀礼書』に関して

「第1章 エルトマン祭式書の成り立ち」

筆者は、その起草者による 877 年オルドーの引用、西フランクの伝統である「請願」と「応答」形式の採用、塗油儀礼の重要な位置づけ、新たな権標（指輪、剣、王杖）での王職の明示を指摘した。

「第2章 国王即位儀礼に関する『七定式祭式書』の成り立ち」

残存する写本群を整理して、同祭式書が五定式文構成から七定式文構成に変化して成り立ったと結論づけた。

「第3章 非カロリンガー諸王の登極と国王即位儀礼書の起草」

非カロリンガーの即位について、ボゾン・ド・ヴィエンヌとパリ伯ウードの例を取り上げて考察した。彼らは、血統権による自らの王位の正統性を主張できなかったため、王位の正当性を根拠づけるために、主（神）が王と認めた者に聖油を注ぐという象徴的なキリスト教儀礼を活用した。筆者は、こうした即位式の重要性の高まりが誘因となり、教会が『儀礼書』を起草し始めると結論づけた。

第2部 東フランク王国の『儀礼書』に関して

「第1章 東フランク王国における国王即位儀礼書の起草」

東フランク祭式書は同王国における最初の『儀礼書』で、10世紀初頭に起草された。同祭式書は西フランク系統のそれとは、式文の構成と内容、儀礼の種類と順序、権標の種類において異なり、独創的な作成であった。

「第2章 シュヴァーベン大公権の形成について」

筆者は東フランク祭式書が起草された10世紀初頭の状況を説明するために、この章を設けた。当時、大公(dux)と自称する有力貴族が台頭する。他の地域と比べて、大公勢力の形成が遅れたシュヴァーベンでは、国王派勢力、エアカンガー、ベルトルド兄弟の勢力、ブルクハルディングー(ブルクハルト二世)の勢力、三つ巴の争いが起きていた。コンスタンツ司教サロモ三世が国王派勢力の中心的人物であり、国王コンラート一世からの信頼は厚かった。この競合関係はブルクハルトが大公と自称する地位に立ったことで決着する。

「第3章 916年ホーエンアルトハイム教会会議の開催について」

この章が設けられたのは前章と同じ理由からである。この会議はザクセン地域の司教たちを除く高位聖職者が参集して開かれた。国王コンラート一世が会議に参席したのかは不明である。会議では教会の全般的な事柄が議論され、その中に国王コンラート一世に関しても決議がなされた。7世紀西ゴート王国のトレド会議での決議条項を援用して、出席者は国王への支持を表明した。コンラートを、「主の塗油を受けた人(christus Domini)」と呼び、彼に対する権力の行使を瀆聖(sacrilegium)とみなした。この会議は塗油儀礼を通した国王と教会との密接な結びつきを示している。

「第4章 マインツ祭式書の成り立ちと国王即位の地アーヘン」

マインツ祭式書は960年頃編纂されたマインツ定式書に所収された。その定式書はマインツ大司教が儀礼を執り行う際の手引き書であった。後にマインツ定式書はローマをはじめ西ヨーロッパ中に伝播した。それにより、マインツ祭式書もドイツに限らず広く流布した。同祭式書は東フランク祭式書と七定式祭式書(西フランク系統)との、いわば編集版である。本章ではマインツ祭式書がどのように後二者が編集されて成り立ったのか、を解説した。そして、オットー一世以降、即位場所がアーヘンになったことが両者を結びつけた要因である、との見解にいたる。

カロリング朝初代ピピン三世の時代から塗油儀礼の挙行が始まる。塗油はキリスト教の宗教儀礼であることから、それを執り行う聖職者は即位式における不可欠な存在となった。これを即位儀礼における教会の第一段階と見なすなら、10世紀初頭の『儀礼書』の起草は第二段階と位置づけることができる。また、東西フランク王国において、それぞれ異なる特徴を持った祭式書が成立したことは、両王国の疎遠化が典礼においても生じていることを示している。

審査の結果の要旨

本論文は国王の即位の手順について記した文書である祭式書 (ordo)、いわゆる国王即位儀礼書に関する研究の成果をまとめたものである。この種の文書は欧米でも正面からの研究対象とはなっておらず、日本ではその研究は皆無に等しい。しかし、フランスに関するR.A. ジャクソンの国王即位儀礼書の研究(1995年)は、その前提として写本を系列・系統別に整理するとともに、詳細な解説を付しており、今後の研究の方向性を示すものである。筆者はこれまでの欧米の諸研究に依拠して、最初期の東西フランク王国の国王即位儀礼書を対象に、双方でそれらがほぼ同時期の10世紀初頭に起草された経緯、背景、理由を検討しようとするものである。本論文の全体は第一部が3章、第二部が4章で構成されている。

第一部第1章「エルトマン祭式書の成り立ち」では、『エルトマン祭式書』が西フランクの国王即位儀礼書の中で占める位置が紹介され、その構成と特徴が論ぜられている。この祭式書の起草者は政治的に大きな影響力を持っていたランス大司教ヒンクマル(882年没)の『定式文 (ordo)』を知りうる立場にあった人物であり、その人物が塗油儀礼 (onctio) を即位式における最重要の儀礼として位置付け、権標 (regalia, insignia) の授与をそこに取り入れたこと、が指摘されている。また、第2章「国王即位儀礼に関する『七定式祭式書』の成り立ち」では、『エルトマン祭式書』とほぼ同時期に起草された『七定式祭式書』の成り立ち、その系譜上の位置づけがなされている。後者は西フランク系統の祭式書に分類されるが、『エルトマン祭式書』同様、指輪と剣の二権標が一東フランク祭式書では剣のみであるのに対して一授与される点が特徴である。

第3章「非カロリンガー諸王の登極と国王即位儀礼書の起草」では、『エルトマン祭式書』と『七定式祭式書』が10世紀初頭、ほぼ同時期に起草された背景が検討さ

れている。西フランク王国ではヒンクマールの『定式文』が前者の構成・式文の基礎となり、後者もその影響を受けたことを確認するとともに、こうした“儀礼書化”の流れの背景として、非カロリಂಗー家系の登極をめぐる状況の変化を指摘している。

また、東フランク王国でも10世紀初頭における『儀礼書』の起草が想定されているが、第二部では政情も儀礼の伝統も西フランク王国と異なる、同王国でのその成り立ちの経緯が検討されている。第1章「東フランク王国における国王即位儀礼書の起草」では、東フランク祭式書の独創性とその起草時期を明確にすることが課題とされている。この時期はカロリング朝からザクセン（オットー）朝への王権交代期にあたり、神権的国王像の特徴が示されていることが指摘されている。また、10世紀に入り東西フランク王国関係の疎遠化が進み、それが西フランクとは一線を画する東フランク祭式書の起草と符合していることが指摘されている。

第2章「シュヴァーベン大公権の形成について」ではシュヴァーベンを対象に、大公権の確立過程を検討するとともに、ザクセン朝成立以降、当時の諸侯＝大公（dux, Herzog）が一方で領内の貴族層の支持を得つつ、他方で王権に依拠することとなり、この二面性が彼らの政治的行動を左右するに至ったことが指摘されている。他方、第3章「916年ホーエンアルトハイム教会会議の開催について」では、それまで殆ど開催されなかった教会会議が何故この時期に、ここで開催されたかが検討されている。コンラート1世治世（911－918年）頃から、教会組織および高位聖職者を重用する国王の支配政策と相俟って、教会は王権との結びつきを強め、その拠点としての役割を果たそうとする傾向が顕著となった。ホーエンアルトハイムの教会会議から3年後のザクセン朝の成立とこの教会会議開催は密接に関連している。そこに参席したマインツ大司教ヘリガーは、ハインリヒ1世の国王就任式にも参席しており、王国内の聖界において指導的な位置にあり、新国王の選出に大きな影響力をもったことが推測される。高位聖職者たちは国王への塗油を重視しており、同大司教は王位に就くハインリヒに塗油儀礼を提案したのである。

第4章「マインツ祭式書の成り立ちと国王即位の地アーヘン」では『マインツ祭式書』の式文が『東フランク祭式書』と『七定式祭式書』とを編集する形で成立したことが示されている。ここでは何故両者が結びつくのかが検討されている。ハインリヒ1世の治世（919－936年）に、東西フランクの中間に位置するロートリンゲン（ロレーヌ）が、再び東フランク王国に組み込まれたが、西フランク王シャルル禿頭王が当

地の王として即位した際（869年）に西フランクの即位儀礼が導入されたことが大きく係っていると考えられる。さらに著者は東フランクの国王即位儀礼においてマインツ大司教が中心的な役割を担おうとしたことと『マインツ祭式書』の成立と流布は密接に関連していると考ええる。

以上の検討結果を総括すると、東西フランク王国においてほぼ同時期、10世紀初頭に国王即位儀礼書が起草されるに至るが、双方における非カロリinger諸王の登極がその重要な契機となっている。西フランクでもウッド（在位888－898年）以降、922年－936年にロベール家（後のカペー家）の成員が王位を得ているのである。血統権によって王位を主張できなかった彼らは王位の正当性を根拠づけるために、塗油という象徴的なキリスト教的儀礼を活用したのである。教会側もこの状況を敏感に捉え、指針となる理想的な国王即位式の確立を望んだことが、この時期に教会が定式化された『儀礼書』を起草し始めた理由である。しかし、東西フランクで相異なる特徴を持った祭式書が成立するのは両者の典礼における疎遠化を示すものである。

なお、巻末には上掲の各国王即位儀礼書の式文・項目・手順についての比較、正確な和訳が付されている。これらは本論文の行論の裏付けとしてのみならず、研究素材としても、この分野における今後の研究の進展に大いに寄与しうるものと思われる。

本論文の研究対象自体が“ドイツ”と“フランス”の歴史的形成を始めとする中世政治史に関する重要な課題の解明にとって極めて重要なだけでなく、本論文は国王即位儀礼書の緻密な精緻な分析を踏まえた成果として学界に対しても大いに寄与し得るものと評価し、学位取得に十分値するものと判断する次第である。